

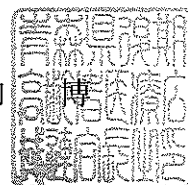
青森県後期高齢者医療広域連合告示第22号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成22年12月16日に専決処分した平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の変更について、地方自治法第292条において準用する同法第219条第2項の規定により公表する。

平成22年12月20日

青森県後期高齢者医療広域連合長

鹿 内



平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号）の変更について

平成 22 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案第 14 号をもって議決を経た平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の一部を次のように変更する。

平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）第 1 条第 1 項中「142,451,822 千円」を「141,451,822 千円」に変更する。